

国立市子ども・子育て支援事業計画

骨子案（修正版）

（子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画）

「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」の比較

	次世代育成支援行動計画	子ども・子育て支援事業計画
根拠法	次世代育成支援対策推進法 (平成 15 年 7 月、時限立法)	子ども・子育て支援法 (平成 24 年 8 月)
対 象	地方自治体・一般企業	地方自治体
計画期間	平成 17 年度～平成 21 年度 (前期) 平成 22 年度～平成 26 年度 (後期)	平成 27 年度～平成 31 年度 (以降 5 年毎)
記載項目	<p>【国が示す必須記載事項】</p> <p>①地域における子育ての支援</p> <p>②要保護児童への対応など きめ細かな取組の推進</p> <p>③職業生活と家庭生活の両立の推進</p> <p>④母性並びに乳児及び幼児などの 健康の確保及び増進</p> <p>⑤子どもの心身の健やかな成長に 資する教育環境の整備</p> <p>⑥子育てを支援する生活環境の整備</p> <p>⑦子ども等の安全の確保</p>	<p>【国が示す必須記載事項】</p> <p>◎教育・保育提供区域の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児期の学校教育・保育の量の見込み、確保の内容、実施時期 ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保の内容、実施時期 <p>◎幼児期の学校教育・保育の一定的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容</p> <p>【国が示す任意記載事項】</p> <p>◎産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるための保護者への情報提供と事業の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的知識、技術を要する支援 ・ワーク・ライフ・バランス推進のための関連施策 <p>【市任意記載事項】</p> <p>これまで記載されていた事項については、今後も本市の子育て支援施策として重要であるため、基本的には継続して記載する。</p>
備考	ひとり親家庭自立支援計画や子ども・若者健全育成支援計画などを盛り込むことも考えられる	



目 次(案)

第1部 総 論

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画策定の経緯

第2章 国立市の子育てを取り巻く現状と環境

- 1 少子化の動向
- 2 家庭の状況
- 3 子どもの状況
- 4 保育サービス及び子育て支援事業の状況
- 5 アンケート結果から見る現状
- 6 国立市の課題

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本的な理念
- 2 基本的視点

第2部 各 論

第1章 教育・保育提供区域の設定

- 1 区域設定の考え方
- 2 区域設定

第2章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

- 1 幼児期の教育・保育の量の見込み
- 2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

- 1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
- 2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

第4章 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

第5章 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

第6章 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

第7章 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携



第 1 部 総 論

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

- 我が国における少子化対策の経緯と子ども・子育て支援法
- 子ども子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて本計画を策定
- 国立市の一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現するための計画づくり

2 計画の位置づけ

- 子ども・子育て支援法第 61 条に定める市町村計画
- 次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策地域行動計画を引き継ぐ
- 国立市総合計画を上位計画として、関連する個別計画と整合を図りながら策定する

3 計画の期間

- 平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間

4 計画策定の経緯

- 子ども総合審議会で審議いただき、策定
- ニーズ把握のため、子育て中の保護者を対象にアンケート調査を実施
- 各種関係団体ヒアリングの実施
- 市民からの意見募集のため、パブリックコメントを実施

第2章 国立市の子育てを取り巻く現状と課題

- 1 少子化の動向
- 2 家族の状況
- 3 子どもの状況
- 4 保育サービス及び子育て支援事業の状況
- 5 アンケート結果から見る現状
- 6 国立市の課題

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

【現行の次世代育成支援行動計画の基本理念】

- | | |
|-----------------|---------------|
| ① わたしらしい育ち | ② わたしらしい子育て |
| ③ わたしとわたしとのつながり | ④ 安全で安心できる暮らし |

【子ども・子育て支援法に基づく基本指針】

子どもの育ちに関する理念

- 子どもの最善の利益が実現される社会を目指すこと、すべての子どもの健やかな育ち（発達）を保障すること
- 自己肯定感を持って育まれることや一人ひとりの個性が活かされることの重要性

子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

- 乳幼児の重要性、乳幼児期の教育の役割及び意義
- 家庭の意義及び役割
- 施設における集団での学び・育ちの支援の意義及び役割並びに専門性・重要性
- 家庭・地域・施設等の連携の重要性等

社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

- 社会のあらゆる分野における構成員が子ども育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めることや、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要であること

第2部 各論

(法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画)

第1章 教育・保育提供区域の設定

1 区域設定の考え方

行政区域を基準として1区域とする。

国立市は8.15平方キロメートルを東京都26市の中でも2番目に小さな市であり、また、コンパクトにまとまった市でもある。そのため、1つの区域で十分であると考ええる。

第2章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

○これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、認定の区分ごとに必要な量の見込みを算出、設定。

		1年目(平成27年度)			2年目(平成28年度)			3年目(平成29年度)			4年目(平成30年度)			5年目(平成31年度)		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み	必要利用定員総数	806	851	778	769	812	758	732	773	743	721	762	725	707	747	715
②確保の内容	教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育園)	1,847	759	605	1,847	759	605	1,847	759	605	1,847	759	629	1,847	759	659
	地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②-①	1,041	△92	△173	1,078	△53	△153	1,115	△14	△138	1,126	△3	△96	1,140	12	△56
	認証保育園の認可化による受け皿の増加	△60	60	42	△60	60	42	△60	60	42	△60	60	66	△60	60	96
		平成27年度に認定こども園が1施設できる予定														
		平成30年度および平成31年度に認証保育園が認可化予定があるため、「②確保の内容」に各認証保育園の受け入れ人数を計上している。														



2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

○教育・保育提供ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定。

【確保の方策】

- 平成31年度の時点では1号認定および2号認定については施設の供給が上回っている状態になっている。一方、3号認定については、56名ほど不足となっていることから0歳から2歳児までの認可保育園を〇園程度新設すること。また、現在の保育園に分園をつくり、待機児童の解消を図ることも考えていく。期限としては平成29年度までに〇園新設していくこととする。
- 認定こども園は、教育と保育を両立できる施設であり、今後のニーズにも対応する施設であるため、市内保育園・幼稚園に対して意向がある場合には、積極的に認可する方向とする。
- 地域型保育については、条例等整備を行い、需要と供給のバランスを見ていつでも受け入れられる体制を整えておくこととする。

第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

○これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、必要な量の見込みを算出、設定。

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

○教育・保育提供ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定。

事業内容	内容	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
地域子育て支援拠点事業	①量の見込み(人回)	3,565	3,495	3,408	3,347	3,309
	②確保の内容(人回)	17,482	17,482	17,482	17,482	17,482
	②-①	13,917	13,987	14,074	14,135	14,173
	施設数	4				
妊婦健康診査	①量の見込み	477	465	455	452	449
	②確保の内容	すべての妊婦に対して14回の検診の補助券を渡している。				
	②-①					
子育て短期支援事業 (ショートステイ&トワイライトステイ)	①量の見込み(人日)	61	59	57	56	55
	②確保の内容(人日)	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
	②-①	1,379	1,381	1,383	1,384	1,385
	施設数	1				
ファミリー・サポート・センター事業	①量の見込み(人日)	3,342	3,192	3,040	2,992	2,932
	②確保の内容(人日)	2,105	2,105	2,105	2,105	2,105
	②-①	△ 1,237	△ 1,087	△ 935	△ 887	△ 827
	施設数	1				
一時預かり事業	①量の見込み(人日)	5,237	5,001	4,763	4,687	4,593
	②確保の内容(人日)	4,080	4,080	4,080	4,080	4,080
	②-①	△ 1,157	△ 921	△ 683	△ 607	△ 513
	施設数	2				
延長保育事業	①量の見込み	1,014	980	944	928	913
	②確保の内容	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
	②-①	155	189	225	241	256
	施設数	12	12	12	12	12
病児保育事業	①量の見込み	960	960	960	960	960
	②供給予定	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464
	②-①	504	504	504	504	504
	施設数	1				
放課後児童クラブ (低学年)	①量の見込み	541	544	545	525	502
	②確保の内容	475	475	475	475	475
	②-①	△ 66	△ 69	△ 70	△ 50	△ 27
	施設数	7				
放課後児童クラブ (高学年)	①量の見込み	245	249	252	268	269
	②確保の内容	10	10	10	10	10
	②-①	△ 235	△ 239	△ 242	△ 258	△ 259
	施設数	7				



次世代育成計画に記載	26年度目標	事業内容	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
		利用者支援事業	保育コンシェルジュなどの導入及び活用				
		乳児家庭全戸訪問事業	すべての出生後3・4か月の乳児に対して、訪問検診をおこなっている。受診率98%				
		養育支援訪問事業 子どもを守る地域ネットワーク 機能強化事業	養育支援が必要な家庭に対して適切な養育の実施を確保する事業要保護児童対策協議会の専門機関やネットワーク機関の連携強化を図る取り組みを実施する事業				
		実費徴収に係る補足給付を行う事業	経済的理由によって就学が困難な児童に対してすべて補っている				
		多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業					
○	1園定員20名	休日保育					
		発達支援事業	平成26年2月より開始				


【確保の方策】

- 地域子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、妊娠期からの切れ目のない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携の確保が必要。
- 放課後児童健全育成事業の実施にあたっては、児童館や放課後子ども教室等との連携に努める。

第4章 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

【以下の事項について記載】

- 認定こども園の設置数●施設を目指して、平成31年度をめどに教育と保育の一体的提供ができる質の高い保育を目指す。
- 文教都市である国立市の特性を生かして、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを重要視したうえで、認定こども園を設備することで質の高い幼児期の学校教育・保育を提供し、地域の子育て世代の増加と活性化をめざす
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）の取組の推進
- 幼保小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携



第5章 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

【以下の事項について記載】

- 保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備
- 0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、ニーズ調査結果を分析しつつ、育児休業期間満了時（原則1歳到達時）から利用を希望する保護者が、1歳から質の高い保育を利用できるように環境を整えることが重要。

第6章 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

【以下の事項について記載】

- 都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を記載。
 - 児童虐待防止対策の充実
 - ・児童虐待防止対策の充実
 - ・関係機関との連携及び市町村における相談体制の強化
 - ・発生予防、早期発見、早期対応等
 - ・社会的養護施設との連携
 - 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

■障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

*上記の施策について、子ども・子育て支援新制度以外の施策との連携の必要性も記載

第7 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

【以下の事項について記載】

○当道府県、地域の企業、労働者団体、都道府県労働局、子育て支援活動を行なう団体等お連携しながら、地域の実情に応じた取組を進める。

■仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む）

- ・労働者、事業主、住民の理解促進・具体的な実現方法の周知のための広報・啓発
- ・好事例の収集・提供等
- ・企業における研修の実施等
- ・仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の表彰等
- ・公共調達における優遇措置等による仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の取組支援

■仕事と子育ての両立のための基盤整備

*次世代行動計画作成指針の記載を踏まえて記載